

第34回 横浜市道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	令和3年8月30日（月）14時00分～15時20分
開催場所	市庁舎18階共用会議室みなと18
出席者	<p>(検討会委員) 西田由紀子会長、榎本進一郎委員、湯浅浩委員、吉田香月委員</p> <p>(横浜市) 事務局及び関連部署 長谷川計画調整部長 桐山企画課長、北川企画課担当係長、大城企画課員、平尾企画課員 山本管理課長、三枝管理課占用係長、小野澤管理課員、田中管理課員</p>
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者1人、記者0名）
議 題	<p>1 会議の公開・非公開について</p> <p>2 有効活用を図る場所の適地の審議 利用計画の策定に関する審議 ア 栄区飯島町 イ 港南区港南六丁目 ウ 中区かもめ町 エ 磯子区洋光台三丁目</p> <p>3 その他</p>
決定事項	<p>1 「公開」とする。</p> <p>2 以下のとおりとする。 ア 栄区飯島町は、利用用途を指定せず、総合評価占用入札制度で公募をすることとした。 イ 港南区港南六丁目は、利用用途を自動車駐車場とし、価格評価占用入札制度で公募をすることとした。 ウ 中区かもめ町は、利用用途を自動車駐車場（時間貸し駐車場は除く）とし、価格評価占用入札制度で公募をすることとした。 エ 磯子区洋光台三丁目は、利用用途を自動車駐車場とし、価格評価占用入札制度で公募をすることとした。</p>
議 事	<p>1 会議の公開・非公開について (西田会長) 会議の公開・非公開について事務局から説明してください。 (事務局) 横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱第7条(会議の公開)では、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、会議は公開するものとし、ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合や公平かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、委員会の決定により非公開とすることができるとしてい</p>

ます。

事務局からの提案といたしましては、今回、非公開とすべき事項はございませんので、すべての事項について「公開」とさせていただきたいと思えます。

(西田会長) ただいま、事務局から本日の検討会について、すべての事項を「公開」とするとの提案がありました。事務局案について、委員の皆様のご意見をいただけますでしょうか。

(委員全員) 異議なし。

(西田会長) では、事務局案のとおり、すべての事項を「公開」といたします。

2 有効活用を図る場所の適地の審議、利用計画の策定に関する審議

(西田会長) それでは、有効活用を図る場所の適地の審議に入ります。資料1について、事務局に説明をお願いすることとします。お願いします。

(事務局) **資料1の1栄区飯島町について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から、事務局へのご質問や、皆様からのご意見をいただければと思えます。

(湯浅委員) この土地は西側でも接道していますが、西側の車道と歩道で段差になっているため、出入りは北側のみとなるのでしょうか。

(事務局) 駐車場としての利用では、止まれのある文字のあった北側から出入りをしていました。1つの宅地から車が入り出すのは1か所にしていただくというのが基本的な考え方です。ただし、道路を管理している栄土木事務所に申請をし、止まれの書いてある北側の歩道を高くしつつ、西側の歩道にいわゆる切下げという工事を行うことで、車の出入りは可能になります。人の出入りについては、西側に歩道がありますので、自由にできるかと思えます。

(西田会長) 前回公募を行った範囲の一部を、今回歩道とするのご説明でしたが、周辺の住民への配慮等は問題ないでしょうか。

(事務局) 土地に隣接した周辺の住居は主に南側、歩道とする場所は土地の北側と、反対側になりますので、問題はないと考えています。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、1栄区飯島町の利用計画は、事務局案のとおりとし、利用を希望する方からの「提案内容」と「価格」で評価を行う、総合評価方式を利用した占有者の選定が妥当であると意見を集約することと

します。

事務局は、次の2 港南区港南六丁目の説明をしてください。

(事務局) **資料1の2 港南区港南六丁目について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問や、ご意見等をいただければと思います。

(榎本委員) その他の項目で、地上権の設定があり協議が必要になる場合があるとされていますが、協議の相手方は誰になるのでしょうか。また、こういった場合に制限がされていた等の事例はありますか。

(事務局) 協議の相手は神奈川県です。場所は土地の南側になります。これまで協議が必要となってくるという事例はありませんでした。

この土地の地下には、平面図で見ることができる環状2号線のトンネルのほかに、大岡川分水路という神奈川県が管理している川から海へ直接放水するためのトンネルが通っています。そのため、何か重いものを乗せる場合などに神奈川県と協議が必要となってくるということになります。

(吉田委員) その他にある路外駐車場とはこういったものを指されるのでしょうか。

(事務局) 路外駐車場とは、時間貸しの駐車場を指しています。

月極の駐車場は路外駐車場にはあたりません。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、2 港南区港南六丁目の利用計画は、事務局案のとおりとし、価格評価方式を利用した占用者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

事務局は、次の3 中区かもめ町の説明をしてください。

(事務局) **資料1の3 中区かもめ町について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から事務局への質問や意見等をいただければと思います。

(榎本委員) 利用用途の自動車駐車場について、時間貸し駐車場を除くとなっていますが、これは月極駐車場を指しているのでしょうか。

(事務局) 月極駐車場を指しています。

(榎本委員) 路上駐車の対策もあり利用用途を自動車駐車場とすることは理解できますが、路上駐車の対策としては時間貸しもあったほうが良いのではないかと思います。こういった経緯で時間貸しを除いたの

でしょうか。

(事務局) 計画地周辺は、一般車両の入場がほとんどなく、周辺事業者の通勤車両が多いという特徴があります。そのため、時間貸しよりは、周辺事業者の通勤車両、営業車両の駐車場所とすることが望ましいという観点で月極駐車場と考えています。

(西田会長) 以前、当該地を拝見したことがありますが、地域一帯の状況に特性があったかと記憶していますが、いかがでしょうか。

(事務局) 用途地域が工業専用地域になりますので、周囲に住居がないという事情がございます。

(西田会長) ただいま事務局から説明があったように、地域の特性が背景にあるとのことですね。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

用途等について榎本委員より指摘がありましたが、事務局の説明について榎本委員、確認されましたので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、3中区かもめ町の利用計画は、事務局案のとおりとし、価格評価方式を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

事務局は、次の4磯子区洋光台三丁目の説明をしてください。

(事務局) **資料1の4磯子区洋光台三丁目について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から事務局への質問や意見等をいただければと思います。

(西田会長) ご質問、ご意見が特にないようですので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、4磯子区洋光台三丁目の利用計画は、事務局案のとおりとし、価格評価方式を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

以上で、有効活用を図る場所の適地の審議を終わります。

3 その他

事務局から次回の日程等についての説明

資 料	1 資料 第34回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式
その他	2 その他 第35回道路高架下等利用計画検討会の開催時期は1月下旬から2月上旬頃を 予定。